



国海安第264号
平成29年1月6日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
金子 栄喜



船舶設備規程等の一部改正について（通知）

標記について、下記の省令及び告示が平成28年12月26日付で公布されたところ、その改正概要と併せ別添送付しますので、ご了知頂きますようお願いいたします。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

記

- ・船舶設備規程等の一部を改正する省令（国土交通省令第84号）
- ・船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通省告示第1440号）

以上



船舶設備規程等の一部改正について

1. 改正の経緯

海難事故の防止、海上における人命の安全確保及び海洋環境の保護等を目的とする「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」及び「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書（以下「MARPOL条約」という。）」の船舶の構造・設備に関する規則は、我が国においても船舶設備規程（昭和9年逡信省令第6号）等に取り入れて安全規制及び環境規制を実施しているところ。

今般、IMO（国際海事機関）において、北極海及び南極海（以下「極海」という。）を航行する船舶の安全確保及び極海的环境保護を目的として、極海コードの新設並びにこれを強制化するSOLAS条約附属書及びMARPOL条約附属書の改正案が採択され、平成29年1月1日に発効することから、我が国においても当該改正内容を担保するため、船舶設備規程等における所要の改正を行った。

2. 改正の概要（詳細は別紙参照）

極海を航行する船舶に対して、極海特有の危険性を考慮した極海コードの要件を義務付ける。また、これに関連する条約証書の新設及び様式改正を行う。

3. 改正対象法令

○省令

- ・船舶設備規程（昭和9年逡信省令第6号）
- ・船舶区画規程（昭和27年運輸省令第97号）
- ・船舶復原性規則（昭和31年運輸省令第76号）
- ・危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）
- ・船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）
- ・船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）
- ・船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）
- ・海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）
- ・船舶機関規則（昭和59年運輸省令第28号）

○告示

- ・船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示（平成10年運輸省告示第337号）
- ・船体及び排水設備の材料の要件を定める告示（平成10年運輸省告示第339号）
- ・船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示（平成10年運輸省告示第340号）
- ・船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成10年運輸省告示第379号）
- ・船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示（平成10年運輸省告示第380号）
- ・船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第510号）
- ・航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）
- ・船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）

4. 公布及び施行日

公 布 : 平成28年12月26日
施 行 : 平成29年1月1日